

# システム行動学研究会 会則

代表: 納富祐典(東京大学), 副代表: 山ノ内勇斗(名古屋大学), 会計: 浜道凱也(千葉大学)

施行: 2024年 11月 21日

改定: 2025年 9月 7日

2026年 1月 6日

2026年 4月 09日

## 第1章 総則

- 第1.1条 名称**

本会は、システム行動学研究会(英語名称: The Society for Systems Ethology)という。
- 第1.2条 設立年月日**

本会は山ノ内勇斗と納富祐典の2名により提案された。本会の設立年月日は、2024年11月21日とする。
- 第1.3条 規約施行日**

本会則は、2024年11月21日より施行する。
- 第1.4条 目的**

本会は、行動をシステムの観点から理解するという目標のもと、システム行動学および関連分野の学術研究を振興し、広範な生命現象の理解をはかることを目的とする。
- 第1.5条 事業**

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

  - 学術講演会や研究会等の開催(参加者はシステム行動学研究会の構成員に限らない)。
  - その他前条の目的達成のために必要な事業。
- 第1.6条 所在地**

事務局は本会代表幹事の指定する場所に置く。事務局の所在地は、本会の所在地と同一とする。

〒153-8902  
東京都目黒区駒場3-8-1 3号館3階 東京大学大学院 総合文化研究科 土畑研究室

## 第2章 構成員

- 第2.1条 種類**

本会は、コアメンバーにより構成され、役員を中心として運営するものとする。  
役員はコアメンバーから選出される。コアメンバーの年齢に制限しない。
- 第2.2条 入会**

入会を希望する者は、本会にコアメンバーへの登録を要請し、役員の承認を受けるものとする。
- 第2.3条 退会**

会員の死亡時と登録解除の要請時、本会役員により退会処置が行われたときに資格を失う。

## 第3章 役員

- 第3.1条 役職

本会の役員には次の役職を置く。

代表:代表は本会を代表する。必ず1名を任命する。

副代表:代表を補佐するとともに、緊急時には一時的に代表として機能する。

会計:本会の会計を担当する。

- 第3.2条 役員組織

代表幹事以外の役職は原則1名以下とし、候補者のいない役職が生じた場合、当該業務を他の役員が引き受けるものとする。さらに、候補者のいない役職がある場合は、会期の途中で当該役職を担当する役員を追加することを可能とし、会期は変更しない。

- 第3.3条 役職の退任・引継ぎ

役職の退任は任期満了、および代表の提案に際して行われる。

役員は退任に先立ち、役員会で次代の役員の役職選定を行い、次代の役員は可能な限り業務内容を引き継がなければならない。

## 第4章 会議

- 第4.1条 種類

会議は総会と役員会に分ける。

総会および役員会を設ける際、代表は役員全員にこれを通知しなければならない。

原則、役員会は役員をもって構成するが、役員退任に先立った役職の選定時においてはこの限りではない。

- 第4.2条 総会の種類

定期総会と臨時総会に分け、代表が召集する。定期総会は原則、年に1度開催する。

臨時総会は代表が必要と認めたとき、およびコアメンバーの1/3以上から請求があったときに開催しなければならない。

- 第4.3条 総会の性質・議決

総会は本会の議決機関である。

総会の議決は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長(代表)の決するところによる。

議決は役員全員が参加しているオンラインプラットフォーム上でも実施することができ、この場合は役員全員の賛成があった審議案のみ可決される。

なお、コアメンバーは議決権を持たないが、総会や役員に参加しているオンラインプラットフォームに参加して意見を表明することができる。

- 第4.4条 役員会

代表が必要と認めたときに開催し、代表を中心に会務を運営する。

## 第5章 会計

- 第5.1条 会計年度  
本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- 第5.2条 収入  
本会の経費は研究会大会参加費、およびその他の収入をもって充てる。
- 第5.3条 監査  
会計監査は会計がまとめた資料に対して、役員全員によって行う。  
ただし、会計役員が定められていない場合は副代表が監査のための資料をまとめる。

## 第6章 会則の変更

- 第6.1条  
本会則を変更するには、これを審議して役員による決議を得なければならない。